

森林の所有者届出制度が 4月からスタートします



昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

問い合わせ

農林課 農村林政係 ☎75-4825
佐賀中部農林事務所 林務課 ☎31-3284

春季聖廟祭菜記念スポーツ大会

4月には下記の日程にて春季祭菜記念スポーツ大会が、市内で開催されます。みなさん、応援しましょう！

○中学生卓球大会

4月14日(土) 8:30～ 多久市体育センター

○中学生バーレーボール大会

4月15日(日) 9:00～ 多久市体育センター

○弓道大会

4月15日(日) 10:00～ アーチェリー場

○少年柔道大会

4月22日(日) 8:30～ 中央中学校

借金問題

過払い請求

広告

○サラ金からの借金を完済された方、時効前(10年)であれば、過払い請求が可能です。
○過払いの請求の場合、着手金不要(解決後、報酬金のみ)裁判までします。(印紙代等の実費は負担)

借金の相談は無料で随时受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00 日曜・祝日休

高崎繁行法律事務所

弁護士 高崎繁行(佐賀県弁護士会所属)

唐津市千代田町

2019-17 クリエイティブビル1F TEL 0955-70-0315



多久市の収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

詳しくは、総務課広報広聴係 ☎75-2280 ✉koho@city.taku.lg.jp

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」

■問い合わせ

防災安全課

☎75-2181

春の交通安全県民運動

◆運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

①子どもと高齢者の交通事故防止

②自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④飲酒運転の根絶

県内では、高齢者の事故、追突事故が多く発生しています。ドライバーのみなさん、早めの合図や、安全確認、車間距離を保つなど安全運転を心がけましょう。

歩行者の方は、夜間や早朝時の外出は、明るい服装と反射材を使用しましょう。

◆4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

交通事故死ゼロを目指す日」が、運動期間中の4月10日(火)に設定されています。

平成24年度の国民年金保険料が 引き下げになりました

■問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金保険料が平成24年4月分より40円引き下げになりました。

(平成23年度) (平成24年度)

1か月 15,020円 ⇒ 14,980円

□保険料を納付するには、いろいろな方法があります。

納付方法の紹介

- ・現金納付【納付書】
- ・口座振替
- ・クレジットカード納付

納付書は、日本年金機構から4月上旬に発送予定です。前納制度を利用することにより、割引があります。

(1年前納、6か月前納など) ぜひ、ご利用ください。